

山形県立米沢栄養大学大学院学則

平成30年4月1日学則第3号
改正 令和2年4月1日学則第2号
改正 令和3年4月1日学則第1号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
 - 第2章 研究科、専攻、入学定員、標準修業年限等及び長期にわたる教育課程の履修（第3条—第6条）
 - 第3章 学年、学期及び休業日（第7条—第9条）
 - 第4章 入学、休学及び退学等（第10条—第24条）
 - 第5章 教育課程、履修方法等（第25条—第30条）
 - 第6章 修了と学位（第31条・第32条）
 - 第7章 賞罰（第33条・第34条）
 - 第8章 授業料等の徴収（第35条）
 - 第9章 職員組織、研究科委員会等（第36条・第37条）
 - 第10章 研究生、科目等履修生、特別聴講生及び公開講座（第38条—第41条）
 - 第11章 委任（第42条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 山形県立米沢栄養大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、健康栄養科学に関する高度な学術の理論及びその応用を教授研究することにより、学術研究を推進するとともに、基礎健康栄養科学領域又は実践健康栄養科学領域における指導的役割を果たす人材を育成し、教育と研究の成果に基づき、地域と社会に貢献することにより、県民の健康で豊かな暮らしの実現に寄与することを目的とする。

（自己評価等）

第2条 本学大学院は、教育研究水準の向上を図り、並びに本学大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況その他必要な事項について、自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価の実施について必要な事項は、別に定める。

第2章 研究科、専攻、入学定員、標準修業年限等及び長期にわたる教育課程の履修（研究科及び課程）

第3条 本学大学院の研究科は、健康栄養科学研究科（以下「研究科」という。）とし、その課程は修士課程とする。

（専攻及び定員）

第4条 研究科に置く専攻並びにその入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

専攻	入学定員	収容定員
健康栄養科学専攻	3人	6人

(標準修業年限等)

第5条 本学大学院に置く修士課程の標準修業年限は、2年とする。

2 学生は、標準修業年限の2倍（以下「在学年限」という。）を超えて在学することができない。

(長期にわたる教育課程の履修)

第6条 学長は、学生が職業を有している等の事情により、前条第1項に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了すること（以下「長期履修」という。）を希望する場合は、研究科委員会の議を経て許可することができる。

2 長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学年を分けて、次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年の3月31日まで

(休業日)

第9条 本学大学院における休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 開学記念日

(4) 学長が別に定める学年始休業、夏期休業、冬期休業及び学年末休業

2 学長は、前項の規定にかかわらず、臨時に休業日を設け、又は休業日に授業を行うことができる。

第4章 入学、休学及び退学等

(入学の時期)

第10条 本学大学院の入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第11条 本学大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とし、かつ、栄養士法及び関係法令の定めるところによる栄養士免許を取得した者とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育による16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課

程を修了した者

(6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(7) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年2月文部省告示第5号）

(8) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で22歳に達したもの

（入学志願の手続）

第12条 本学大学院に入学を志願する者は、入学志願書に学長が別に定める書類及び入学審査料を添えて、本学大学院が指定する期日までに、学長に提出しなければならない。

（入学志願者の選考）

第13条 入学を志願した者については、学長が別に定めるところにより、選考を行う。

2 前項の選考においては、研究科委員会の議を経ることとする。

（入学手続及び入学許可）

第14条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、本学大学院の指定する期日までに所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学の手続を完了した者に、入学を許可する。

（誓約書等の提出）

第15条 入学を許可された者は、誓約書に学長が別に定める書類を添えて、本学大学院の指定する期日までに、学長に提出しなければならない。

（転入学）

第16条 学長は、ほかの大学院に現に在学する者で本学大学院に転入学を志望するものがあるときは、学生定員に欠員がある場合に限り、選考のうえ、研究科委員会の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。

（再入学）

第17条 学長は、本学大学院を途中で退学した者（懲戒により退学となった者を除く。）又は除籍となった者で退学又は除籍後に入学を志望するものがあるときは、学生定員に欠員がある場合に限り、選考のうえ、研究科委員会の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。

（転入学者等の入学の時期等）

第18条 転入学又は再入学をする者の入学の時期は、第10条の規定にかかわらず、後期の初めとすることができる。

2 転入学又は再入学をした者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い、修業年限、在学年限その他転入学及び再入学に関し必要な事項は、別に定める。

（休学）

第19条 疾病その他やむを得ない事情により、引き続き2か月以上修学することのできないときは、保証人連署の休学願書を学長に提出して、その許可を受けなければならない。この場合において、当該休学が疾病によるときは、医師の診断書を添付しなければならない。

2 学長は、前項の規定にかかわらず、修学が不相当と認められる者に対し、休学を命ずることができる。

3 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、特別の事情があると認めて学長が許可した場合は、1年を超えて引き続き更に1年まで延長することを妨げない。

4 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

5 休学の期間は、在学年限に算入しない。

(復学)

第20条 休学期間満了のとき又は休学期間であってもその事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

2 学長は、前項の規定にかかわらず、休学期間であってもその事由が消滅したと認められるときは、復学を命ずることができる。

(転学)

第21条 本学大学院からほかの大学大学院等に転学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(留学)

第22条 外国の大学院に留学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、第31条の在学の期間に含めることができる。

(退学)

第23条 退学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第24条 学長は、学生が次の各号のいずれかに該当したときは除籍する。

(1) 第5条第2項に規定する在学年限を超えた者

(2) 第19条第3項又は第4項に規定する休学期間を超えた者

(3) 死亡し、又は行方不明となった者

(4) 第35条に規定する授業料の納付を怠り、督促しても、なお納付しない者

第5章 教育課程、履修方法等

(教育方法)

第25条 本学大学院における教育は、授業科目の授業及び修士論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。

(1年間の授業期間)

第26条 1年間の授業を行う期間は、試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(授業科目等)

第27条 本学大学院の授業科目の種類及び単位数は、別表のとおりとする。

2 前項の授業科目の履修方法その他必要な事項は、別に定める。

(単位数の標準)

第28条 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、その授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の標準によるものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲をもって1単位とする。

(2) 実験、実習又は実技については、30時間から45時間までの範囲をもって1単位とする。

(他の大学院等における授業科目の履修等)

第29条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生が当該大学院において履修した授業科目について修得した単位を、研究科委員会の議を経て、15単位を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合について準用する。

(入学前の既修得単位等の認定)

第30条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる単位数は、転入学及び再入学の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものを合わせて15単位を超えないものとする。

3 前条第1項及び前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。

4 前3項の規定による既修得単位等の認定に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 修了及び学位

(修了の認定等)

第31条 学長は、本学大学院に2年(転入学及び再入学をした者にあつては第18条第2項の規定により別に定められた修業年限)以上在学し、所定の授業科目を履修し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び試験に合格した者に対して、研究科委員会の議を経て、修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、本学大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 学長は、前条第1項の規定により本学大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限り。）を本学大学院において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により本学大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本学大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、本学大学院に少なくとも1年以上在学するものとする。

(学位)

第32条 学長は、修了を認定した者に対して、修士の学位を授与する。

2 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 賞罰

(表彰)

第33条 学生として表彰すべき行為があつたときは、学長は、その者を表彰する。

(罰則)

第34条 本学大学院の学則に違反し、又は本学大学院の学生としてふさわしくない行為があつたときは、学長は、その者を懲戒する。

2 前項の懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 本学大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第8章 授業料等の徴収

(授業料等の徴収)

第35条 本学大学院における授業料、入学料及び入学考査料は、別に定める。

第9章 職員組織及び研究科委員会等

(職員組織)

第36条 本学大学院の職員は、山形県立米沢栄養大学の職員をもって充てる。

- 2 研究科に研究科長を置き、当該研究科の教授をもって充てる。

(研究科委員会)

第37条 研究科に、重要な事項を審議するため、研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会は、学長、研究科の教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。
- 3 研究科委員会は、次の事項を審議する。
 - (1) 学生の入学、修了及び賞罰に関すること。
 - (2) 教育課程、授業、試験及び単位の認定に関すること。
 - (3) 学生の厚生補導に関すること。
 - (4) その他本学大学院の教育研究に関する重要事項に関すること。
- 4 その他研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 研究生、科目等履修生、特別聴講生及び公開講座

(研究生)

第38条 本学大学院の学生以外の者で本学大学院において特定の専門事項について研究しようとするものがあるときは、本学大学院の教育又は研究に支障のない限り、選考のうえ、研究科委員会の議を経て、学長は、研究生として入学を許可することができる。

- 2 前項に規定するもののほか、研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第39条 本学大学院の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修しようとするもの（次条第1項に規定する者を除く。）があるときは、当該授業科目の授業に支障のない限り、選考のうえ、研究科委員会の議を経て、学長は、科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 科目等履修生に対しては、単位を与えることができる。
- 3 前2項に規定するもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講生)

第40条 他の大学院との協定等に基づき、一又は複数の授業科目を履修しようとする当該大学院等の学生があるときは、当該授業科目の授業に支障のない限り、研究科委員会の議を経て、学長は、特別聴講生として入学を許可することができる。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、特別聴講生について準用する。

(公開講座)

第41条 本学大学院に公開講座を設けることがある。

- 2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 委任

(委任)

第42条 この学則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この学則の施行の日の前日において本学大学院に在学する者に係る授業科目の名称については、改正後の別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1

科目区分	授業科目の名称	単位数	必修・選択の別	
基礎科目	健康栄養科学概論	2	必修	
	健康栄養科学基礎演習	1	必修	
	医学医療論	2	選択	
	公衆衛生学特論	1	選択	
	研究方法論	2	必修	
	統計学基礎演習	1	選択	
	地域栄養活動論	1	必修	
	コミュニケーション論特論	2	必修	
	経営マネジメント論	1	選択	
専門科目	基礎健康栄養科学領域	基礎健康栄養科学特論Ⅰ (栄養生化学・病態生理学分野)	2	選択
		基礎健康栄養科学特論Ⅱ (食品栄養学・調理科学分野)	2	選択
		基礎健康栄養科学演習Ⅰ	1	選択
		基礎健康栄養科学演習Ⅱ	1	選択
		インターンシップA	3	選択
	実践健康栄養科学領域	実践健康栄養科学特論Ⅰ (栄養管理学分野)	2	選択
		実践健康栄養科学特論Ⅱ (公衆栄養学分野)	2	選択
		実践健康栄養科学演習Ⅰ	1	選択
		実践健康栄養科学演習Ⅱ	1	選択
		インターンシップB	3	選択
	特別研究	特別研究	10	必修